

令和5年 8月25日

川崎市議会議長 青木功雄様

高津区在住者

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第115条、同第117条
及び川崎市告示第608号の改正に関する陳情

陳情の要旨

生活騒音対策のために、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第115条、同第117条及び川崎市告示第608号「生活騒音対策に関する指針」を改正し、もって市民の生活環境を保全し、生活騒音対策をより実効性あるものに改善すべきである。

陳情の理由

1 生活騒音とは。

生活騒音とは、通常一般の生活行動に伴って、居住環境（住宅内及び住宅周り）において発生する騒音をいう。

生活騒音の問題は、大都市圏において多く発生し、近時、生活騒音についての紛争は増加しているものと思われる。

2 騒音規制についての比較（国、東京都、本市の騒音規制の比較検討）

騒音規制、とりわけ生活騒音規制の内容について、(1)国の法律・告示、隣接する(2)東京都の条例、そして(3)本市の条例・告示について順に比較検討し、その上で本市の条例・告示の問題点、改善点を指摘したい。

この比較検討の目的は、地方公共団体の責務を明らかにし、もって、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するためである。

3 国の騒音環境基準（国の法律・告示）

環境基本法第16条第1項を踏まえた、国の告示（環告第64号、平成10年9

月30日)による騒音環境基準は、主として住居の用に供される地域にあっては、昼間(午前6時から午後10時)は55デシベル以下、夜間(午後10時から翌日午前6時までの間)は45デシベル以下である。

デシベルとは、音の大きさを示す基準値である。

この騒音環境基準は、受忍限度の有無を判断するための指標になることがある。

4 東京都の騒音環境基準(東京都の条例)

地方公共団体の条例において、騒音に関する規制がされている場合がある。

東京都の場合、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(以下、「都条例」という。)が制定されており、同条第136条の示す規制基準(同条例別表13)において、例えば、第1種住居専用地域の場合、午前6時から午前8時まで40デシベル、午前8時から午後7時まで45デシベル、午後7時から翌日午前6時まで40デシベルなど、地域及び時間に応じて音の大きさの上限が定められている。

そして、この規定に反して周辺的生活環境に支障を及ぼしていると認められる場合、知事は騒音防止のため必要な措置を採るよう勧告したり(同条例第138条)違反行為の停止等を命じたりすることが可能である(同条例第139条)。万が一、その停止命令等に違反した場合は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる(同条例第158条第1号)。

5 本市の生活騒音についての条例(本市の条例・告示)

本市の生活騒音の規制は「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」(以下、「川崎市条例という」。)第115条、同第117条が規定する。また、同第117条を踏まえて「生活騒音対策に関する指針」(川崎市告示第608号、以下「告示608号」という。平成12年12月1日)が告示されている。

これら、本市の生活騒音についての条例、告示には問題点があると考えますが、以下、まず問題点について述べ、次に陳情者の提案を述べる。

(1) 問題点1

本市(環境局環境保全課)の見解は、告示第608号に記載された騒音発生事由は、限定列举であり、記載された事由以外の騒音について、類推して同告示を適用することはできないという。

例えば、同告示に記載のない、犬の鳴き声、子供のサッカーやボール遊びの騒音につき、同告示の内容を類推して適用し、川崎市条例第117号を適用することはできないわけである。

(2) 問題点 2

国（環境庁）が作成した書面「生活騒音の現状と今後の課題」によれば、生活騒音の具体例として、犬の鳴き声（同書面によれば約90から100デシベル）、子供の駆け足（約50から66デシベル）、人の話し声（大声）（約88から99デシベル）の記載があり、国は、生活騒音の発生源につき明らかに本市より広く捉えている。

同書面は、告示第608号より作成時期が古く、国の生活騒音の発生源についての考え方と、告示第608号では、この点にそこがあると言える。

(3) 問題点 3

陳情者の場合、自宅に接した通路でサッカーやボール遊びをする小学生の騒音に悩まされた。計測すると、自宅室内で計測して70から75デシベルであった。仮に都条例の場合であれば、規制基準を超過するものとして、勧告、違反行為の停止を命じることが可能な場合である。

ところが、本市の場合は、告示第608号の適用はなく、したがって川崎市条例第117条の適用もない。当然、勧告、違反行為の停止を命じることができない。

(4) 提案

法律も条例も、明確であることが重要であると考えるが、都条例のように騒音発生原因を問わずに、音量により騒音基準値違反とすることが、明確にかつ客観的に違反行為を認めることを可能にするであろう。

本市においても、都条例のように、用途地域、時間によって規制基準の上限を定め、超過した場合には、市長の勧告、違反行為の停止を命じる措置を採ることができるようにすべきである。これが市民の生活環境を保全し維持することにつながる。

よって川崎市条例第115条、同第117条及び告示第608号の改正の手続きを取るべきである。